



11月6日付
申7号

お客さま・社員の命を守る体制を いかなる災害においても確立しよう

災害発生時における社員の安全確保に関する申し入れ

6月18日に発生した山形県沖地震では沿岸部において約3時間に亘り津波注意報が発令され、付近に停車していた列車のお客さまを高台に避難させる事態となりました。その一方で被災した鉄道設備点検のために注意報が発令中のエリアに出動指示が出され、対応する社員の安全確保について疑問の声が地本に寄せられています。

また、10月19日台風19号により新潟支社管内各地で大雨により運転見合わせが発生し、河川増水も複数発生しました。行政からは避難勧告が発せられましたが試運転列車が運行されるなど安全性が不安視する声が現場から上がっています。

地本は災害発生後復旧・運転再開の過程において社員の命を守る体制を確立することが重要と考え、新潟支社に申し入れを行いました。

■ 申7号 申し入れ項目 ■

【共通】

- 帰省中の単身赴任者を含め列車の全面運休による通勤について考え方を明らかにすること。
- 通勤手段、通勤列車の指示を行った場合の勤務と取り扱いを明らかにすること。

【山形県沖地震関係】

- 安否確認システム（メール）の現場での確認方法を明らかにすること。
- 津波注意報等発令エリアの設備点検に対する考え方を明らかにすること。
- 津波注意報等発令エリアでの運転再開の判断基準を明らかにすること。
- 津波注意報等発令エリアに居住する社員に対する出動指示及び非常参集について考え方を明らかにすること。

【台風19号関係】

- 避難勧告等が発令されているエリアにおいて運転再開させる判断基準を明らかにすること。
 - 「労働時間A待機」という指示について明らかにすること
- * など全14項目について申し入れました。

いかなる災害においても人命を守る体制を確立しよう！